

建物を解体される所有者の皆様へ

○ 解体工事の前に給排水工事を指定店に依頼して下さい。

解体工事の際に、岐阜市上下水道事業部の給排水工事に関する指定を受けている業者（「指定店」と言います。）に給排水工事を依頼されることなく、解体業者様に建物等の取り壊しを発注し、結果、解体作業中に給水管を破損させ、漏水を引き起すケースが散見されます。給排水装置の撤去工事も上下水道事業部に対して申請（申請は指定店が行います。）が必要となります。建物解体の際は下記①～③を参考にご対応ください。

① 給排水工事の指定を受けている解体業者様に依頼する。

◎指定店一覧表はホームページ内にありますのでご確認ください。

② 依頼する解体業者様に指定店の手配も含めて依頼する。

◎この場合、解体業者様が指定店へ依頼せず、上下水道事業部に対し無届で工事をすると、所有者様に対し、条例に基づき過料が科される場合がありますので、解体業者様へ対し、適切に依頼頂きますようお願いします。

③ 解体業者様とは別に所有者様が直接、指定店に依頼する。

◎指定店によって給排水配管を切り離す工事を先行して実施して頂ければ、切り離された配管は解体業者様が自由に撤去可能

です。但し、解体の際に水道を使用される場合は、作業前に指定店と解体業者様との調整が必要になります。

なお、解体作業中に給水管を破損させ、漏水させた場合、漏水を止めて頂く工事はお客様で手配願います。原則、上下水道事業部では対応いたしません。

ご不明な点等ございましたら、窓口若しくはお電話で上下水道事業部営業課までお尋ねください。

お電話での連絡先：058-259-7519

担当課：営業課 審査・指導係 まで

○ 解体後の計画により、給排水管の切離し方法が変わります。

① 解体後、上下水道を使用する計画がある場合

給水管の場合、メーター若しくは第1止水栓（道路との官民境界近辺にあります。）がある場合はその直後の宅内側配管をプラグ止め。

排水管の場合は、取付桝（道路との官民境界近辺にあります。）の上流側をプラグ止め。

となります。メーターボックス若しくは第1止水栓と取付桝はここに給水管・排水管があるというサインになります。次の使用者様のために必ず残してください。

② 解体後、上下水道を使用する計画が無い場合

道路にある本管との接続部から撤去していただくことになります。この道路分における撤去工事の施工は指定店しか認めておりません。

○ 解体前の配管の事前調査が重要です。

建物の所有者様もしくは所有者様から依頼された指定店は、解体前に配管の事前調査を行って下さい。既設の宅内配管図面があれば営業課窓口でご提供できます。（ホームページ内の「給水装置・排水設備図面の閲覧及び交付」をご参照ください。）

※提供する図面は過去の申請図面です。図面の誤り等があったことによるトラブル等に関して、上下水道事業部ではその責任を負いません。

お問合せ先
岐阜市上下水道事業部 営業課
審査係・指導係
電話：058-259-7519